

令和2年5月5日

会員各位

シティスポーツクラブ尼崎
支配人

臨時休館に伴う会費等の取り扱いについて

この度の新型コロナウイルス感染症拡大防止による臨時休館中の会費の取扱いにつきましては、次のとおりとさせていただきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

1 法人会員以外の全会員種別

(1) 月払いの会員

4月会費を6月会費に充当

(2) 半年及び年払いの会員

有効期限を2か月延長

2 法人会員

チケットの使用期限を2か月延長

※ 休館期間が短縮又は延長となった場合においては、変更となる場合がございます。

以上